

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 2 項後段の規定に基づき、以下の樹木採取区の指定の解除について公示する。

令和 5 年 4 月 1 7 日
北海道森林管理局長

1 樹木採取区の名称

- ①北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区
- ②北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

2 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

3 樹木採取区の面積

- ①北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区

樹木採取区的面積 671. 03ha

採取可能面積 554. 21ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 2 年 3 月 3 1 日時点）の計測による。

- ②北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

樹木採取区的面積 670. 55ha

採取可能面積 559. 06ha

備考：面積は、森林調査簿（令和 2 年 3 月 3 1 日時点）の計測による。

4 区域位置図及び区域図

別紙 2 のとおり